

令和 7 年度
第 1 回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP 公開用>

日時：令和 7 年 8 月 2 8 日（木）午後 2 時 0 0 分～

場所：市役所議会棟 大会議室

令和7年度 第1回明石市都市計画審議会

日時：令和7年8月28日（木）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 会長・副会長の選出

3 議事録署名人の選出

4 議 題

（1） 事前説明事項

①東播都市計画地区計画（藤江中畑地区地区計画）の策定について〔明石市決定〕

②景観計画の策定について〔明石市決定〕

③都市計画区域マスタープラン等の定期見直しについて〔兵庫県決定〕

（2） 報告事項

①播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）の都市計画について〔兵庫県決定〕

5 そ の 他

6 閉 会

○出席委員（12名）

安 枝 会 長

西 川 委 員

榎 本 委 員

植 村 委 員

水 野 副会長

嶋 本 委 員

山 下 委 員

藤 田 委 員

小 池 委 員

飯 田 委 員

吉 村 委 員

戎 本 委 員

○出席幹事（4名）

請 井 幹 事

森 本 幹 事

藤 田 幹 事

田 辺 幹 事

第1回明石市都市計画審議会

令和7年8月28日

午後2時00分～

市役所議会棟 大会議室

(開会 午後2時00分)

○事務局 ただいまから令和7年度第1回明石市都市計画審議会を開催したいと思います。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

なお、本市では、脱炭素社会の実現やジェンダー平等の実現に向けて、通年でノーネクタイの軽装に努めておりますことをご了承願います。

それでは審議に先立ちまして、まずは資料の確認を行いたいと思います。お手元の資料をご確認ください。本日、お手元には配席図A4、1枚と、あと、本年度見直しを行いました、ホッチキス留めの明石の都市計画という冊子があると思います。あと、本市の最新の都市計画の色のついた総括図、大きい地図がございます。そちらを本日配付しております。よろしくお願いいたします。

あと、次第であったり委員名簿、あと、議事に関する資料、今日は4部ございます。そちらは事前にお届けしております。

事前配付の資料を含めまして、もしお手元にないとかそういうものありましたら、また、事務局にお声がけいただいたらと思います。よろしいですかね。よろしくお願いいたします。

それではまず初めに、年度が替わってから今回が最初の審議会となりますので、委員及び幹事の変更などについて事務局のほうからご報告をさせていただきます。

まず、委員名簿をご覧ください。条例第2条の第2項第1号委員としまして、兵庫

県立大学教授の安枝委員と、あと、神戸大学教授の小池委員が新たに加わりました。

少し簡単にご紹介させていただきますと、安枝委員につきましては、主に都市計画・建築計画をご専門にされておりました、朝来市の都市計画審議会、淡路市の空き家対策協議会、姫路市景観・広告物審議会など、数多くの審議会・協議会などで委員長職を務められるとともに、県の地域創生戦略会議や県内数多くの都市計画審議会であつたり、公共事業評価委員会、建築審査会、空き家等対策協議会などで委員を務められております。

また、小池委員につきましても、主に土木計画学・交通工学・国土計画をご専門にされておりました、主なところでは国土交通省の社会資本整備審議会の委員であつたり、交通政策審議会の臨時委員並びに兵庫県及び神戸市の都市計画審議会委員などを務められているというところでございます。お二人ともよろしく願いいたします。

続きまして、第2号委員になります。市議会議員の飯田委員、榎本委員、寺井委員、山下委員が新たに加わりました。よろしく願いいたします。

第3号委員につきましては、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長が吉村委員に変更となっております。本日は代理の方に出席いただいております。

幹事におきましては、環境産業局長の請井幹事、あと、都市局長の藤田幹事、道路部長の田辺幹事に変更となっております。よろしく願いいたします。

その他委員、幹事につきましては変更ございません。

皆様、今後とも本審議会の運営にご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、本日の出席状況について、ご報告を申し上げます。本日は、寺井委員、正木委員が都合によりご欠席との連絡を受けております。委員総数14名のうち、12名の出席をいただいておりますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、当審議会が本日成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、次第の2番目、会長・副会長の選出でございますが、当審議会は本年

2月1日に会長、副会長を含めた多くの委員の任期終了に伴う改選ございまして、本日新たに会長と副会長を選出することとなっております。

それでは初めに、会長の選出をさせていただきますが、明石市都市計画審議会条例の第5条第1項に「審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は第2条第2項第1号の委員のうちから、副会長は委員のうちから委員の選挙によって定める」となっておりますが、どなたか立候補あるいは推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 (挙手)

○事務局 委員、よろしくお願いします。

○委員 事務局に一任としてはいかがでしょうか。

○事務局 今、一任ということをいただきましたので、その他、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○事務局 では、ないようですので、事務局のほうから推薦をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。

それでは、会長には、今回新たに、兵庫県立大学教授の安枝委員を、副会長には武庫川女子大学准教授の水野委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。

それでは、選挙に代えて、すみません、皆さん、拍手でもって承認とさせていただきます。よろしくお願いします。

(拍手)

○事務局 それでは、賛同多数によりまして、会長は安枝委員、副会長は水野委

員に決定しました。

恐れ入りますが、安枝委員は会長席のほうに、水野委員は副会長席のほうにお移りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それではまず、会長、副会長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

それでは、安枝会長、よろしくお願いいたします。

○会長 兵庫県立大学の安枝と申します。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画審議会につきましては、これまで私は、小野市と朝来市の委員を務めておりまして、2年前までは加古川市の都市計画審議会の委員を務めておりました。この会議におきましては、皆様の活発かつ慎重なご議論をお願いしたいと思いますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは続きまして、水野副会長、よろしくお願いいたします。

○副会長 武庫川女子大学の水野と申します。このたび副会長ということでご指名いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身は、実はこの本審議会におきましては、2012年から委員を務めておりまして、今年度で14年目となります。長いばかりでちょっと心もとないかと思いますが、微力ながら力を尽くしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は安枝会長をお願いしたいと思います。

安枝会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、会議次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。

まず、議事録署名人の選出でございます。この件につきましては、運営要領により

まして私のほうから指名をさせていただきます。

勝手ではございますが、今回につきましては、藤田委員様と飯田委員様のお二人にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、本会は、運営要領によりまして原則公開となっております。本日の会議におきまして、会議を公開することにより、個人情報の保護及び公正又は円滑な議事運営が損なわれるおそれがないと認められますので、会議を公開してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 異議がないということで、公開とさせていただきます。傍聴人の方がいらっしゃるいましたら入場を認めますが、本日の傍聴者につきまして、事務局のほうからご報告をお願いいたします。

○事務局 本日の傍聴者は1名おられます。これより案内いたしますので、しばらくお待ちください。

〔傍聴者入室〕

○会長 傍聴の方が入場されましたので、進めていきたいと思います。

それでは、4の議題に入りたいと思います。

お手元の会議次第にございますように、本日は事前説明事項が3件、報告事項が1件ございます。

まず、1つ目、事前説明事項につきまして、1件目は明石市決定の案件でございます。

それでは、東播都市計画地区計画 藤江中畑地区地区計画の策定につきまして、事務局のほうからご説明をお願いします。

○事務局 「事前説明事項 ①東播都市計画地区計画 藤江中畑地区地区計画の策定について」

それでは、まず1点目、これまでの経緯についてです。本市では、明石市都市計画マスタープランにおいて市街地整備の方針を定めております。おおむね1ヘクタール以上の戸建て住宅の開発が行われる地区を、地区計画推進地区として位置づけまして、機運の高まりや事業の具体化などに合わせて、地区計画の導入を図ることとしております。

本地区は明石市都市計画マスタープランの方針に基づき、地区計画推進地区1ヘクタール以上の戸建て住宅開発として位置づけられます。そのため、令和4年9月に開発事業事前相談の提出後、事業者と協議しながら地区計画の策定を進めました。

結果、令和5年3月に地区計画の策定に関する覚書を締結しております。

お手元資料3ページです。

今回の対象区域は山陽電鉄藤江駅から北に400メートル、交通上の立地の条件がよい位置にありまして、民間開発事業者による戸建て住宅開発が予定されています。この住宅開発により新たに形成される住宅市街地について、地域特性に応じた建築物の誘導、敷地の細分化などによる居住環境の悪化の防止、良好な住環境の創出と維持を目標として、地区計画を策定するものです。

資料1ページにお戻りください。

上部の表に、これまでの経緯を時系列で示しております。令和4年9月に開発許可に関する事前相談が行われまして、令和7年3月に開発許可がなされております。その後、同年6月に県知事の下協議を終え、今回、当審議会での事前説明を行うものでございます。

次に2点目、都市計画決定原案の内容について説明いたします。

4ページご覧ください。名称は藤江中畑地区地区計画、面積は1.1ヘクタールでございます。地区計画の目標は記載のとおりとしております。

6ページご覧ください。こちらは都市計画決定する計画図でございます。

4ページへお戻りいただけますか。区域の整備・開発及び保全に関する方針につい

て定めております。土地利用の方針としては、良好な住宅市街地が形成されるよう、うるおいとゆとりある空間を創出する土地利用を図る。地区施設の整備の方針としては、開発事業により整備される道路や公園等の機能の維持・保全を図り、安全で快適な公共空間の形成に努める。建築物等の整備の方針としては、周辺市街地の住環境に配慮するとともに、うるおいとゆとりある市街地環境を形成されるように、建築物等の規制、誘導を図るとし、いずれも市内の住宅市街地における地区計画として一般的な内容でございます。

5 ページ上部の表をご覧ください。こちらは具体的な制限内容となる地区整備計画でございます。項目として、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度を掲げております。まず、用途の制限ですが、建築してはならない建築物は、共同住宅又は長屋で、1 戸当たりの住戸専用面積が40平方メートル未満のもの、及び神社、寺院、教会その他これらに類するものとしております。建築物の敷地面積の最低限度は100平方メートルです。次に、壁面の位置の制限は、建築物の外壁などから敷地境界線までの距離は原則として、0.5メートル以上としております。最後に、建築物の高さの最高限度は10メートルとしています。以上が、地区整備計画の内容です。

最後に3点目、今後の予定についてです。2ページへお戻りいただけますか。9月に条例に基づく縦覧を2週間行い、関係地権者等からの意見書の提出期間を設けます。意見書の提出期間は、縦覧期間2週間に1週間を加えた3週間としております。その後、知事本協議、法定縦覧を経て、令和8年1月に当審議会へ付議し、2月の都市計画決定を目指しております。なお、建築物の制限に関する条例は、令和8年6月の改正を目指しております。

以上をもちまして、事前説明事項、①東播都市計画地区計画（藤江中畑地区）の説明を終わります。

○会長 説明をありがとうございました。ただいまの説明につきまして、皆様の

ほうからご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。どなた様からでも結構でございます。

○委員 ちょっと2点お伺いしたいんですけども、今回、規制の考え方というか、この近くでも以前に地区計画されていると思うんですけど、そことの建築制限との比較というか、そこと同等なのか、そこよりちょっとこういうふうに厳しくしているとかその辺の、前と比較してどうかというふうな形での制限の考え方について教えていただきたいのと、それからスケジュールの点で、来年度の規制ということなんですけど、開発のほうはもう既に開発許可されているということなんですけれども、開発許可が終わって建物の建築と、地区計画の規制が始まるまでに開発が終わってしまうと先に住宅の建築が始まってしまうということにもなるので、その辺ちょっとスケジュール感についてどのような調整をされているかということについて教えていただきたいなと思います。その2点お願いします。

○事務局 お答えさせていただきます。1点目の近隣との地区計画の類似性ですけども、今ちょうど地図、藤江中畑地区と書かれたこの北側に明石公設地方卸売市場というのがございます。このちょうど北側ぐらいに地区計画を打ったところがあるんですけども、基本的にはほぼ同等の内容となっております。一部、意匠に関する制限というのを今回は入れていないというところはあるんですけども、基本的に関静な住宅街を目指すという内容で類似のものというふうに考えていいかと思っております。

もう一件目は、スケジュールについてなんですが、今年度の3月にちょうど開発許可が下りまして、その後、開発をして検査を受けて、実際に建て始めるまでには2年弱かかるというふうに聞いております。ですので、こちらの制限のほうが先にかかるというふうになりますので、そこについては形骸化しないというふうに考えております。

以上です。

○会長 では、ほかに、皆様いかがでしょうか。

では、私のほうからよろしいでしょうか。今回、敷地面積の最低限度が100平方メートルということで、恐らく100平方メートルですと、車1台ないし2台持つとほとんど庭というものを取ることができず、建物と駐車場だけというような建築計画になりがちかなと思うんですが、やはり住宅地をつくっていく上で植栽だったりとか、通り景観だったりというのをどう考えるかというのは大事かと思う一方、建築価格が高騰する中であまり敷地面積が大きく、延床面積も大きいものというのがなかなか購入しづらいということや、事業者としてもできるだけ多くの敷地を獲得したいという思いは理解できるんですが、実際に敷地面積が最低限100平方メートルでほぼ全ての敷地が100平方メートルぐらいで計画されているのか、一番小さいものが100平方メートルぐらいで、実際にはもう少し平均としては120平方メートルとかそれぐらいで敷地が計画されているのか、もしその辺りお分かりになれば教えていただけますか。不規則な敷地なんで、結構いろんな大きさの面積が出てくるかなとは思って見とるんですが、いかがでしょうか。

○事務局 現在の計画では、基本的には120平方メートルぐらいをほとんどの区画が占めるという中で、どうしても端のほうの区画については110平方メートルを切ってしまうというところがございまして、そこを勘案しての100平方メートルというふうにさせていただいております。

○会長 はい、分かりました。今回の計画につきましては、私も承知しておりますが、やはり地区計画を策定した上での住宅地開発ということになりますと、通りの景観だったり植栽だったりとか、あるいはここじゃないと、ほかのどこにでもあるような町並みじゃなくて、地区計画があるからこそその町並みというのをつくるということとをどこかで今後やっぱり検討する必要があるかなという思いで聞いておりました。

以上でございます。

ほか、いかがでしょうか。

特に、皆様のほうからご意見がないようでしたら、次の報告事項のほうに移ってもよろしいでしょうか。

では、続きまして、報告事項の2つ目でございます。景観計画の策定につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 私のほうからは、景観計画策定と都市景観形成基本計画改定について説明させていただきます。事前に配付した資料と前面スクリーンで関連する部分を説明させていただきますので、合わせてご確認ください。座って説明させていただきます。

今回の景観計画策定につきましては、景観法第9条により、都市計画審議会の意見を聴くこととなっており、本審議会で意見を聞くものです。景観法は平成16年に施行され、全国の自治体において、法に基づく景観計画が策定・運用されております。兵庫県内におきましては、神戸市をはじめ13市が景観法に基づく景観計画を策定・運用しております。平成4年に自主条例の明石都市景観条例を制定し、大規模な建築物の届出や誘導基準など、景観に関する制限や手続などを取り組んできました。

一方で、自主条例に限界がありまして、指導のみでは罰則はなくお願いベースになることとなり限界があることから、この計画を策定し、法による誘導と規制を活用することで地域特性を生かし、景観への策定、景観への運用を充実化を図りたいと考えております。

1 ページと前面スクリーンをご覧ください。ページ下の部分に景観計画の位置づけのイメージがあります。今回の景観計画と、既にある都市景観条例に基づく都市景観形成基本計画の体系を表しております。基本計画は後ほど説明させていただきますが、こちらは平成6年に策定、平成22年に改訂しているものですが、青い部分に示してあるように、市全体の景観形成について基本的な考え方を示しております。なおかつ長期的な目標を定めるものです。一方、景観計画は、景観に関する具体的なルール、届出行為、基準を定めるものです。この2つを関係づけて本市の景観施策を進めてい

く考えであります。

2 ページと前面スクリーンをご覧ください。明石市全域を景観計画区域として設定します。現在、良好な景観を保っている区域、景観上課題があるエリア、また、新しく良好な景観をつくっていくエリアを含めて、市全体として取りこぼすことなく、市域全体で計画を進めていくものとして考えております。土地利用規制図で各用途地域を表しております。現行の都市景観条例による都市景観形成地区に指定しております大久保駅南地区を、今回、新たに景観重点地区として移行をします。

次に、3 ページから 7 ページについてのご説明させていただきます。モニターもスクリーンも含めてご覧いただければと思うんですが、この項目につきましては、この計画の中で根幹をなすもので、先ほど説明のあった都市景観形成基本計画の方針の目標を反映させるところでございます。理念から目標、各地区の方針を定めております。前面スクリーンで整理したものを表しております。後ほど説明する基本計画にて、類型区分、各ゾーンを設定しておりますが、その内容を各地区の方針として景観計画に反映する形になります。それが 5 ページから 7 ページに反映しております。

各地区の構成としましては、基本計画の景観類型、各ゾーンを基本として、住宅地区・商業地区・工業地区・田園地区に分類して、各地区の方針を定めております。一番下の重点地区につきましては、個別に方針を定めていきます。

次に、8 ページから 9 ページでございます。これは、各地区共通の方針を設けて、届出対象以外の建築行為等についても各項目で方針を定めて、規模の小さい行為などにつきましても、良好な景観形成を目指していく考えで示しております。項目につきましては、建築物・工作物、境界領域、いわゆる外構の取扱いですね。屋外広告物、それから太陽光発電設備、公共施設、海岸・港ゾーンの建築物・工作物・土木構造物、その他という項目で分けております。これにつきましては、海岸・港ゾーンなど、あと経年変化によることと、あと市民アンケート、ワークショップとかの意見も踏まえてつくっておるところでございます。建築物だけではなくて、工作物、高架構造物、

擁壁などの方針も定めてきめ細かに対応していきたいというふうに考えております。

明石公共施設ガイドラインにつきましても、ここで共通の方針で記載し、公共施設について留意すべきところを改めて共通の方針で挙げております。

先ほど申し上げた明石公共施設景観形成ガイドラインなんですが、これは平成27年につくられまして、公共建築物や道路、公園などを整備に関する方針として優れたデザインの事例をつくる、緑化推進、ユニバーサルデザインに配慮など、当ガイドラインに沿って先導的な景観形成を推進していきます。そういうところのガイドラインでございます。

次に進みます。続きまして、10ページから11ページについてでございます。前面スクリーンは少し分かりやすく表したものでございます。届出の行為は各地区の届出対象行為を示しております。届出の対象が15メートルから10メートル、住宅地区につきましましては10メートルですね。建築面積が1,000平方メートルか500平方メートルの規模で取り扱っております。従前の条例の制度より届出の規模を10メートルのところは下げております。現在の規模より小さい行為についても景観上のフォローを行っていきたいと考えております。周辺に影響の大きい高架構造物、橋梁についても基準を設けており、公共施設についても景観上の配慮を求めていくようにしております。

また、景観重点地区につきましましては別途基準を設けております。後ほど説明させていただきます。

次に、12ページから16ページについての説明でございます。スクリーンにおいて、各地区での景観形成基準項目、立地特性、位置・規模、材料、色彩などの基準を示しておりますので、ご覧いただければと思います。いずれにしても、地域に周辺への景観特性に配慮しまして、周辺景観との調和に配慮することを目的として各項目を設定しております。建築物、工作物、高架構造物、それから重点地区につきましましては、こういう形での項目で基準を設けております。詳細は景観計画の中での内容を見てい

ただければと思います。

次、17ページをご覧ください。こちらにつきましては景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針ということで、これにつきましては具体的な対象はまだ候補に挙がっておりませんが、まず方針として定めます。今後策定後、候補の提案等があれば調査して、対象として挙げる案件を調整して、計画に反映していくというふうに考えておる次第でございます。

続きまして、別紙に入らせていただきます。別紙1ページ及び前面スクリーンをご覧ください。今回の計画で景観重点地区として指定する大久保駅南地区でございます。この地区につきましては、平成8年10月に明石市都市景観条例の都市景観形成地区として指定されて以後、30年近く独自の基準を設けて景観まちづくりが進められてきました。

こちらが区域図でございます。各特性に応じて地区を分けております。シンボル道路とか住宅地区、それから公共・公益地区といった形で、こういった形の区域、地区として区分しております。

次に進めさせていただきます。現況でございます。これが現況、駅前ロータリー付近でございます。こちらがシンボル道路沿い、商業・業務地区でございます。こちらが住宅地区A、住宅地区Cです。こちらは商業・業務地区、公共・公益地区Aです。こちらは公共・公益地区Bです。その各地区の基準を別紙3から24ページまで、それぞれ地区ごとの景観形成基準を設けております。これらの基準なんですが、新たに今回設定したということではなくて、平成8年に都市景観形成地区に当地区が指定されたときに設けられた基準を景観重点地区に移行する際に、項目や内容について年月を経た部分を経年変化も含めまして整理し直したものでございます。各地区につきまして、建築物の立地特性、規模、境界領域ほか、デザイン、工作物、屋外広告物などについて基準を設けております。こちらの大久保駅南地区につきましては、こういう形で個別にそれぞれの基準を設けて運用していきます。

次に、都市景観形成基本計画、こちらのA3のサイズのもののご説明、概要の説明をさせていただきます。都市景観形成基本計画は平成6年に策定、平成22年に改訂して、約30年にわたり届出行為等による景観誘導施策、都市景観わがまちあかし十景、各種啓発事業を行ってきました。計画を真っさらに刷新することではなくて、今まで築き上げてきた基本計画はマスタープランとして改定を行い、合わせて景観計画を策定することで、法に基づく誘導と規制により施策の拡充を目指します。

こちらのA3の概要版と前面スクリーンで主要な項目について説明させていただきます。左の番号に沿って説明させていただきます。1の本計画の目的を示しております。各計画の相関図につきまして、前方スクリーンの現行の相関図を示しておりますので比べていただきたいのですが、最新の長期総合計画であるあかしSDGs推進計画への更新をはじめ、景観計画との関連性を追記いたしました。

続きまして、2の景観形成の対象範囲です。この図が示すように、公的空間と道路に面した建物や樹木や塀などは私有地にありますが、景観上は不特定の人の視点に入ることを踏まえ、半公的空間の扱いとして景観形成の対象範囲として考えております。

次の、3の景観まちづくりの理念の改訂点についてご説明させていただきます。これまで本市は、個性豊かで美しい都市景観を守り、育て、つくる景観形成を理念として景観形成に取り組んでまいりました。昨年度よりこのテーマで開催している都市景観審議会において、つくる視点が重要であるとのことご意見もいただき、また、本市が目指す対話と共創を踏まえて、理念を「豊かな海と風土にあふれた あかしの景観を創造し、育み、次世代へつなごう」に改めることといたします。この理念に基づいて、わがまち意識の醸成、それから、個性豊かで美しい都市の景観形成を目指していきます。

4の景観まちづくりの目標でございます。アンケートやワークショップにおいて、改めて多くの市民が海への眺望について高い関心を示されていることが分かり、明石の貴重な眺望資源をよりよく生かしていくべきとの観点から、景観まちづくりの目標

につきまして、前方スクリーンに示しております4つから、眺望計画の美しさを生かす景観形成を追加し、5つの目標として設定、再編成いたします。

景観スケールのイメージです。まず、下にあります景観スケールのイメージです。明石の地形、町の断面的なイメージから大景観、中景観、小景観のイメージを表しております。大景観は地域全体を俯瞰するような眺めになります。そのため、建物のスカイラインや道路の線形等の配慮が必要で、ビューポイントからの眺望を保全・改善することが求められます。中景観、小景観は地域の中からの眺めであり、建築物のデザインや道路景観などが重視されているという形に考えられます。

類型別基本方針、これにつきましては、現行の踏襲を基本といたします。4のこちらの海岸・港ゾーンなのですが、これまで海浜ゾーンとして分類しておりましたが、市民アンケートや写真募集の結果、船だまりや漁業活動の港周辺の景観を残したいという思いが多く寄せられたことから、海岸・港ゾーンとしての名称に改めます。

次の、6の景観まちづくりの推進方策でございます。これまで前方スクリーンにありますとおり、協働のまちづくりとして市民・事業者・行政の三者協働による取組を進めてまいりましたが、昨今の時代に合ったフレーズを用いて、産・官・学・民の4者による多様な主体の対話と共創による取組へと更新いたします。官、行政による取組として、公共空間の整備についての方針を示しています。先ほど説明の中にもございました、公共施設ガイドラインの計画の中で改めて提示しまして、公共施設の景観向上の考え方を定めます。あわせて、関係部局と連携体制、職員意識の向上に関する方針を定めます。

2つ目は、都市景観条例に基づく景観行政の推進でございますが、これまで条例で運用してまいりました制度や成果に加えて、このたび景観計画が策定されますので、景観法に基づく計画の運用と条例の一体的な運用を目指すことで、景観行政の充実化を図ります。

こちらは、前面スクリーンでは、今まで取り組んできました超大規模建築物に係る

アドバイス会議の状況でございます。会議において各分野の専門的な立場からアドバイスをいただきまして、地域特性に応じた景観形成の誘導を図ってまいりました。

これは、都市景観形成重要建築物でございます。市内に15件ございますが、本市における歴史的・建築的に価値が高く、周辺地域の計画の核となる建築物を指定し、適切な保安全管理を支援してまいりました。

3つ目は、対話と共創による取組でございます。タウンミーティングやワークショップ、わがまちあかしの十景や100年後に残したいわがまちあかしの景観の活用など、産・官・学・民による景観まちづくりへの具体的な取組を挙げてまいります。

こちらは共創による取組の1つでございます。市民啓発事業の取組でございます。ご存じかもしれませんが、わがまちあかし十景、本町商店街・明淡道路の景観ガイドラインです。これらは市民の景観についての意識の向上や、地域の景観づくりをきっかけに町の活性化に取り組んだものでございます。これ以外にも、市民との景観ウォークや出前講座など取り組んできました。また、昨年度は、あかし景観アンケートやワークショップ、学生との景観学習を行いました。その中で、市民の景観に関する率直な思いや、今後の明石の景観の進むべき方向に様々な意見が出た中、都市景観審議会においても意見、助言や、庁内の関係部局からも意見をもらう中で案を形づくってまいりました。

こちらが計画タウンミーティングの状況でございます。いろんな率直な意見を市職員も交えて出していき、それから市民の方にも出していただきまして、こういった様々な意見を集約・整理していきました。

ここでは、裏面なんですけど、景観資源図です。本市の5つのエリアを区分し、地域別資源と景観形成の方針を示しております。より地域特性に応じて地区ごとの目指すべき姿を示しております。景観形成の方針の大きな方向に変更はございません。ただ、この15年で新設されたシンボリックな施設や道路、公園等、順次、時点修正を加えているところでございます。

最後になります。今後の動きなのですが、今、両計画の策定と改定をやっておりますが、次にパブリックコメント、パブコメを行います。あわせて、都市景観条例も今チェックして、改正している段階でございます。それが来年3月に改正を行います。その4月1日から新しい景観施策を始めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、皆様からご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員 この審議会初めてですが、景観計画に対する意見ですけども、残念ながら日本のどの町もそれほど美しいと思える町、ないんですよね。やっぱり美しくないんです、正直なところ。どこの町でも、どこの市でも、どこの県でも同じように景観計画をつくって頑張っているんですけど、どうもうまくいってないんですよね。ここ30年ぐらいですかね。やっぱりうまくいってないと思うんですよね。

それと、公的にできる範囲と私的にできる範囲がかなり実は違って、景観の問題というのは非常に実は難しいんです。どういうことかということ、交通事故であれば悪いところを見つけて、それをなくす、あるいは、例えば厚生的なものであれば所得保障なんかも公の役割というのは、所得が低い人を何とか助けようと、それが公の役割ですよ。けども、景観の取組というのはどうしても、いいところ見つけて残しましょうとか、やれそうなところ頑張りましょうと。頑張りましたね、褒めてくださいというつくりになってるんですね、どの市町村も。これでは町全体全然大丈夫じゃないんですよね。

どこでもよく意見を僕は言いますが、やっぱり何が問題でどうするかというところ、それから、明石市であれば、明石市全体を底上げするには何をしたらいいかと考えていかないと、結局、重点地区決めて新しいものをつくるんだけど、そのとき予算の制約があって、中途半端な予算で新しいものをつくるけどもすぐに廃れて、ま

た、次を探すということの繰り返しの結果がこういった町になってきている感じなんですね。ですから、ほかの県とかほかの市がやっているやり方というよりは、もう少し明石市として、市全体を景観としてどう考えてどう取り組むべきかという議論が本当は必要じゃないかと思うんですね。

しかし、そんなことを言っても突然そんなことできるわけがないので、ぜひともこの都市計画の審議会ですかね、こういう議論をする場で、明石市の何が問題なんだろうとか、どうすれば全体の底上げができるかと、多分それが市とか公に求められている役割ですので、そういう視点を1回入れていただけると少し変わるかも分かりません。

以上です。

○会長 ご意見をありがとうございます。今のご意見に対して事務局のほうから何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

○事務局 ご意見ありがとうございます。今回、景観の計画を策定していきましよう、基本計画を改定していきましようという中で、昨年度、アンケートを取ったり、ワークショップしたりとかいろいろそういった活動をやってまいりました。その中で、委員のおっしゃるとおり、やっぱりここはいいよね、残したいよねという意見、結構やっぱり多かって、そういった部分を実際計画の中に入れていったというものもあります。

ですけども、やっぱり課題点が何かというのは、これ人によって違うんですけども、そういったのもちょっと見つけていけないといけないということで、例えば、今回ちょっと若い人のご意見とかそういう感性も聞いてみたいなというので、明石高専の学生さんと、今の明石の景観でこうなんですよという一緒に景観学習して、あと、その中で、その前に実はアンケートしましたので、例えば道路とか河川とかそういう部分でちょっと見た目が悪いみたいなのもあったので、何で悪いと思いますかみたいなの、今後どうすればよくなると思いますかみたいなの形で、ちょっと課題をまず提示して、

それについてちょっとディスカッションするようなそんなのも実は昨年度に一度やってみました。成果が出たかどうかはちょっとあるんですけども、今後、市がやっていく上の施策の上では参考にはなるかなと思っております。

委員からご指摘あったように、やっぱり今後もこの明石にとって何が課題かというのは、1回調査しただけで分かるようなものではないんで、今回、基本計画を改定して、景観計画を策定して、ここで策定して終わりではなくて、今後ずっと人の感性も変わってきますので、やっぱり世の中、その辺は何が課題なのかというのはちょっと市のほうで絶えずアンテナを立てて取り組んでいきたいなと考えております。

具体的に何をしますというのはちょっと今この場ではなかなか言えないんですけども、課題を見つけることが大きな課題かなというのも一つ思いましたので、ご指導とかご意見を、また、いただければなと思います。

以上でございます。

○会長 ご意見よろしいでしょうか。いかがでしょう。

どうぞ、委員、お願いいたします。

○委員 今回のちょっと藤江のほうでも出てますけど、開発計画が出されると思うんですね。そのときに景観に対する何か指導というのはなされているんですかね、そういったことをやらないとなかなか難しいと思うんですけど、それはどうなんでしょう。

○会長 お願いします。

○事務局 開発、今回は藤江のほうで地区計画を立てたんですけど、今回の藤江のほうの地区計画の中にはそういう項目はちょっと入れなかったんですけども、今まで結構開発の地区計画を立てるときに内容としまして、周辺の景観と調和するような建物とすることという、こういう一文を実はいつも入れてたんですね。それは何かと言いますと、それを入れることによって地区計画、要は開発の中で届出が出たときに、色とかその辺りのマンセル値が、例えばど派手な色の家が建たないとかさうい

うチェックが市のほうでできるということで、今まで本当変な建物が届出来たことはないんですけども、実際出たときに排除できるように、実際、地区計画自体は届出制度なんで、許可制度ではないので、そこまで厳しく規制はできないんですけど、指導・助言これぐらいはできますので、そういった形で今までは地区計画でやってきているという実績はございます。

以上でございます。

○会長 ほかに、皆様、いかがでしょうか。

では、委員、お願いいたします。

○委員 先ほどの委員さんの補足みたいな形になると思うんですけども、法律の流れ、民間ディベロッパーが開発計画すると、開発許可いうたら、墨つきをもらってから、許可下りてから、こういうのをしたいんですって後づけになっちゃうんですね、地区計画が。だから許可というと、もうそれは、それをしなさいという、ライセンス持ってる立場からやったら、守ってそれをしますよと。それが最低限で、プラスアルファ付加基準で地区計画であるとか、それから景観法とかが後からついてくるようになるので、許可要件でそこまでレベルを上げるというのは難しい話だとは思いますが、努力として、先ほど都市総務課の方がおっしゃっていた、もう少し意見の幅が広くなるとか、例えば壁面線が50センチメートルを60センチメートルにちょっと上げてみるとか、その10センチメートルによって若干の緑地が生まれる可能性なんかも出てくる。

それから、細々としたそういうやつが許可下りてから議論されるというこの流れ、ただ、これは法律ですから変えようがないので、努力義務でどないか制度というか意見を言えるようにされたほうがよいのではないかなと。今、先ほど意見が出てそういうふうに感じました。

○会長 ご意見ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○事務局 ご意見ありがとうございました。先ほどの藤江のほうのあったような地区計画という制度、これ恐らく大体開発がスタートするときに協議させていただいて、こういった形で都市計画に位置づけていくんですけれども、多分、建つときは、ディベロッパーさんはある程度コンセプトを持ってまちづくりしますので、ある程度の町並みというのは多分できると思うんですね。

ただ、今後、何十年かたつと、土地建物所有者の方々やっぱりどんどん変わっていきますので、そうなってくるとどういった建物が今後更新されていくのかというその不安もあるので、住まれる方のやっぱり安心というのを考えて、こういった都市計画できちんと地区計画で位置づけておけば、今後もし何か景観的な問題が起きたときに市のほうで指導・助言しながらある程度一定のまちの町並みは担保されるんじゃないかなということで、今回、地区計画に位置づけているということですので、どちらかというと地区計画ができるときに効果があるというよりも、今後、効果がじわじわ出てくるんじゃないかなと考えております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

明石市さんの場合は人口が増加しているというようなことで、恐らく転入等の中には、若い世代で戸建て住宅を購入したいというような方多いと思います。今回の藤江は新築が建つというような住宅地ですけれども、一方で、これまで60坪、80坪ぐらいの敷地の住宅が複数に分割されて戸建て住宅としてご提供されるということになってきたときに、やはり60坪、80坪あると、ある程度お庭もあり植栽もありという町並みの景観が敷地分割することによって、先ほど申し上げましたけれども、急に車と建物だけの景観になるといったようなこととかも、当たり前の住宅地の景観をどう守るか、どう継承するかという、敷地分割が駄目という意見ではないんですけれども、その辺りも含めて考えるということはこの1つ目の事前協議事項とも関わることだと

思いますし、委員の皆さんもおっしゃっていたことを今後継続して議論する必要があるかなというふうに思っております。

ほか、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、次の報告事項のほうに参りたいと思います。次は兵庫県決定の案件となります。報告事項の③都市計画区域マスタープラン等の定期見直しにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 兵庫県決定でございます。「事前説明事項 ③都市計画区域マスタープラン等の定期見直しについて」 ご報告いたします。座って説明させていただきます。

前回も同じ説明をさせていただいています。内容が異なる部分は見直し素案の市閲覧結果及び県説明会・公聴会の結果報告のみとなります。それ以外の部分は前回と同じ内容になりますけれども、7か月ほどの時間がたちまして、また、初めての委員さんもおられますので、改めて簡単に説明させていただきます。

お手元の報告資料1ページ目になります。まず、概要です。兵庫県では、これまで、おおむね5年ごとに、県の都市計画の基本方針となる「都市計画区域マスタープラン」、「都市再開発方針等」、「区域区分（いわゆる市街化区域と調整区域の線引き）」の見直しを3つ同時に行っておりました。

今回の見直しは、前回、令和3年3月の見直し後の社会経済情勢の変化等に対応するため、今年度の令和7年度の都市計画変更をめどに見直しを行うものです。なお、これらの都市計画は全て県による都市計画決定がなされるもので、明石市では、適宜当審議会への報告を行いながら、県の方針に基づく市町素案の作成や、県からの意見聴取に対応してまいります。

次に、見直しを行う3つの都市計画のそれぞれの役割についてご説明いたします。まず、1つ目の「都市計画区域マスタープラン」です。これは、都市計画区域ごとに、都市計画の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を都市計画に定めるものです。

当市の属する「東播都市計画区域」は、前のスクリーンの青枠で囲った区域でございます。北は西脇市から、南は高砂市、加古川市など、8市2町からなります。この東播都市計画区域に隣接する、「中・東条・吉川都市計画区域」を合わせた複数の都市計画区域を複合し、赤色で囲んでいる広域的なマスタープランとなる「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」を策定しています。

現在の「都市計画区域マスタープラン」の構成は、この図のようになっております。全県に共通する部分と、個別の地域に該当する部分で構成されております。なお、この県で策定されるマスタープランは、市町域を越える広域的な課題やその対応方針、都市施設の整備方針などを定めるものであるのに対して、市で定めるマスタープランは、より地域に密着した見地から、まちづくりの具体性ある将来ビジョンの確立や、あるべき市街地像などの内容を示す都市計画の方針を定めるものとなっております。

次に、お手元資料の2ページをご覧ください。2つ目の「都市再開発方針等」についてです。これは、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」の3つの都市計画で構成されるものでございます。これらは、先ほどの「都市計画区域マスタープラン」の内容の一部を具体化するものであります。

3つの方針のうちの1つ目、「都市再開発方針」は、市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るために、記載の事項を定めるものです。

3つの方針のうちの2つ目、「住宅市街地の開発整備の方針」は、住宅の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備に係る記載の事項を定めるものです。

3つの方針のうちの3つ目、「防災街区整備方針」は、市街化区域内において、密集市街地内の整備を図るために、記載の事項を定めるものです。

次に、3つ目の「区域区分」についてです。区域区分は、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分するものです。明石市域では、昭和46年3月に当初決定し、これまで8回の見

直しを行ってまいりました。

これは、区域区分についてのイメージ図になります。「市街化区域」とは、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域でして、「市街化調整区域」とは、市街化を抑制する区域であり開発行為や建築行為が規制される区域を言います。このように区域区分を定めることにより、無秩序な都市の拡大を防ぐことを目指すものでございます。

次に、資料3ページ目をお開きください。今回の見直しの内容についてです。まず、1つ目の「都市計画区域マスタープラン」です。改定に際し、県は記載のような「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」を策定し、これに沿った改定を進めています。

今回、見直しのポイントは2点ございます。1つ目は、各地域の方針と同時期に検討していた全県共通の方針について、任意計画として、「ひょうごの都市計画基本方針」を新たに策定し、目指すべき都市づくりの方向性を示していることです。本方針は令和7年6月に策定済みです。区域マスタープラン等の見直しに先行して新しく策定しているのがポイントになります。都市計画基本方針の見直しにつきましては、10年ごとの見直しを基本とし、目標年次は2035年となります。

2つ目になります。まず、本市が含まれる「東播都市計画区域」においては、明石市、加古川市など臨海部と、西脇市、加西市など内陸部が混在しています。今回、内陸部の1つである加西市において、地域の特性やニーズに応じたスピーディな土地利用を実現し、地域活力の維持を図るため、区域区分を廃止し、市が主体となった土地利用コントロールへ移行することとなりました。

続きまして、2つ目の「都市再開発方針等」になります。4から6ページと10ページについている資料2の地図を合わせてご覧いただければと思います。

まずは3つの方針のうちの1つ目、「都市再開発の方針」についてです。見直し方針は、「計画的な再開発を促進するため、事業の進捗や住民のまちづくり意識の変化

を踏まえた見直しを行う。」こととされています。そこで、「計画的な再開発が必要な市街地」については、市内5地区（明舞、明石、西明石、大久保、東二見）で設定されておりまして、青枠で表示されていますが、前回からの変更点はございません。

続きまして、県独自の基準で定められる「課題地域」については、市内7地区（大蔵、明石、鷹匠、西新町、西明石駅周辺、東藤江、東二見）で設定されておりまして、赤枠で表示しております。前回からの変更点はありません。

続きまして、「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」については赤の斜線で表示しております。土地区画整理事業が進行中の大久保駅前地区については、引き続き指定を継続することとしております。

次に、3つの方針のうちの2つ目「住宅市街地の開発整備の方針」についてです。見直し方針は、安全・安心の基盤の上に、多様な世代や地域が支え合う住生活の実現に向け、見直しを行うこととされています。今回の見直しでは、先ほど同様、土地区画整理事業が進行中の「大久保駅前地区」については、引き続き重点地区の指定を継続することとしております。

次に、3つの方針のうちの3つ目、「防災街区整備方針」についてです。見直し方針は、「密集市街地の防災性の向上に向け、事業の進捗や住民のまちづくり意識の変化を踏まえて見直しを行う。」こととされております。「防災街区整備方針」の課題地域については、現在、「東藤江地区」、「新浜地区」、「大蔵地区」が該当します。次回、令和7年度末の見直しに向けて、「大蔵地区」については、課題地域に位置づけられない予定で手続を進めております。

大蔵地区を課題地域に位置づけなかったこととした根拠を説明いたします。資料5ページをご覧ください。大きく3つございます。

1つ目に、一番大きなきっかけとなりましたのは、大蔵地区の災害危険度が4.0未満になったことです。兵庫県密集市街地整備マニュアルに基づき、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「市街地密集度」の3つの指標により、評価ランクの平均値

がおおむね4以上の地区について、「防災街区整備方針」の中で「課題地域」と位置づけています。県から昨年9月末に最終的に示された数値結果が、こちらの表のとおりとなります。令和2年度見直し時点では、大蔵地区の災害危険度は4でした。令和7年度見直しについては、大蔵本町、中町、大蔵町の全てにおいて4.0未満となっております。

2つ目は、「道路事業の完了」です。資料6ページをご覧ください。区域内の南北道路として、青色で示している線ですね、市道黒橋線（幅員16から19メートル、長さ280メートル）の整備が完了いたしました。また、区域内の東西の主要生活道路、ピンク色のラインになります、こちらが整備されまして、緊急車両の通行が可能となりました。あわせて、沿道2か所のまちかど広場が整備され、避難上空地及び延焼防止の役割を果たしております。防災性の向上が2つ目の理由となります。

3つ目は、大蔵地区内の建て替えが進んだこととなります。こちらは航空写真ですが、先にご覧いただいた黒橋線は青色で、整備された生活道路はピンク色で示しております。ここで赤色で塗り潰した部分は、平成26年以降に建物が建て替えられた部分です。緑色塗り潰し部分は、以前は建物が建っていた土地ですが、平成26年以降に空地、駐車場や広場となった部分になります。大蔵地区全体で、一定程度の建て替え等が進んでいること、まちかど広場など延焼を防止する空地が増えたことが分かります。

このようなことから、県が示す災害危険度の数値が下がった要因としては、道路が整備されたことにより建て替えが一定進んだことが大きいのではないかと考えています。3点お示しした根拠は全て関連しているものと考えます。

今回の変更では、大蔵地区を課題地域に位置づけないことで、他の東藤江地区、新浜地区の2地区に対するよき事例にもなりますので、県の定める「防災街区整備方針」については、課題地区に位置づけないこととします。

今後も、全市的に、密集市街地における課題とその解決に向けて、幅員4メートル

未満の道路における建物の建て替え時の後退による「狭あい道路整備事業」などのハード対策だけではなくて、消防車両の小型化や、事前の車両進入路や消火栓の状況調査などのソフト対策も合わせて実施してまいりたいと考えております。

お手元、7ページにお進みください。続きまして、「区域区分（いわゆる市街化区域と調整区域の線引き）」についてです。市街化区域及び市街化調整区域の区域区分については、兵庫県が定める都市計画として昭和46年3月の当初決定以降、おおむね5年に一度見直しが行われ、今回は9回目の見直しとなります。「兵庫県区域区分見直し方針」に基づき、明石市の地域性を踏まえ、「明石市区域区分見直しの考え方」を整理しました。基本的に、将来的な人口減少が見込まれる中、市街化区域の拡大は最小限にとどめることとして、計画的で開発が確実な地区があれば市街化区域への編入を検討することとしております。また、逆もしかりとなっております。

見直し方針に基づき検討した結果、今回は変更の予定箇所はございません。

次に、7ページ中段、見直し素案の閲覧結果になります。見直し素案については、今年2月7日から2月28日にかけて市にて閲覧及びご意見を募集しましたが、閲覧者や意見の提出などいずれもありませんでした。なお、市のホームページには315件のアクセスがございました。

続きまして、7ページ下段となります。今回の見直し素案の県での説明会などの実施結果です。6月4日から7月31日にかけて素案の閲覧を行いました。閲覧者は他市町で1名、閲覧のホームページはちょっと不明だということになります。閲覧者は他市町で1名でしたが、特に意見等はございませんでした。

なお、7月31日に行われた公聴会では、公述者2名のうち2名ともが明石市に関するについて公述を行いました。

1件目は、八木地区地区計画区域内の準工業地域について、地場産業である瓦工場群の減少に伴う住居系地域への変更を求めるものです。今回の公聴会の趣旨とは異なる内容のものでして、用途地域の変更については市で行うべきことであるので、

今後、当課にて現状を把握しながら用途地域変更の適否も含め検討を進める旨、公述人にはお伝えしております。なお、公述に対する県の考え方については、都市計画案の法定縦覧までに県ホームページにおいて公表予定となります。

2件目は、県道718号線の中八木駅付近の拡幅依頼でありました。県道718号線は交通安全性の向上及び緊急輸送道路を補完する道路として防災機能の強化を目的とした県道拡幅工事で、谷八木川橋脚付近から谷八木小学校付近を対象範囲としております。公述人は山陽電鉄中八木駅を利用する方の安全性確保の観点から道路拡幅範囲の延伸を求めたものです。なお、公述に対する県の考え方については、都市計画案の法定縦覧までに県ホームページにおいて公表予定です。

最後に、今後のスケジュールについてです。8ページご覧ください。明石市では、決定権者である兵庫県の策定スケジュールに従い、法定手続については諮問してまいります。左に兵庫県での作業を、右に明石市での作業を記載しております。今後は、本日ご報告した3つの方針について県の作成した案を縦覧の後、市への意見聴取に伴った諮問を予定しております。なお、最終的な変更告示は今年度末となる令和8年3月を予定しております。

駆け足での説明となりましたが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして皆様からご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

副会長様、よろしくお願いいたします。

○副会長 前回までもちょっと出ている防災街区整備方針の課題地域ということなんですけれども、今回、大蔵地区が改善されて、記載しなくても大丈夫な状態になったというのは非常に喜ばしいことかなというふうに思うんですね。ただ、大蔵地区については生活道路が整備できたりとか、まちかど広場ができたとか、割としっかりと改善策をできるような地区で大幅に改善したということで、それはそれですごくい

いかなと思うんですけれども、一方で、残った2つの地区についても、実はこれってやっぱり建物が建て替えが進んでいくと、次第に災害危険度というのはどんどん下がっていくということなので、恐らく5年後の見直しの頃になるとさらに建物更新が進んで、きっと新浜地区であったりとかは外れていくのかなというような感じもするんですね。ですけれども、そういう意味で言うと、放っておいても外れるかもしれないんですけれども、時間の経過とともに自然と外れていく流れにはなるんでしょうけれども、その辺り、先ほどのご説明の中にも、ソフト的な手だてをしっかりとやっていくというようなご発言あったかと思うんですけれども、ぜひ、放っておいてもということではなくて、しっかりと関わって取組を進めていただければなというふうにちょっと思っております。意見です。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局 そうですね、今現在何か具体的な策があるというわけではないのですが、今後、先進市である神戸市さんとかそういったところの事例も参考にしながら、改善につながる策というのを検討していくとともに、大蔵地区の事例というのは、課題地区から外したからもうないというわけではなく、課題地区から抜け出た事例ということで、先進事例という位置付けで市の中でも大切にしていきたいというふうに考えております。

○会長 ありがとうございます。問題が解消された町でハードがよくなるだけじゃなくて、ソフトの活動と言いますか、防災訓練だったり活動だったりとか、意識だったりとかが高まるようなこともしていくと非常に先導的なモデルになるかなと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見がないようですので、次の（２）報告事項のほうに移りたいと思います。これは兵庫県決定の案件でございます。

報告事項、①播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）の都市計画につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○道路整備課 私からは、「報告事項 ①播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）の都市計画について」報告させていただきます。座って説明をさせていただきます。

主に前面のスクリーンで説明をさせていただきます。お手元資料につきましては、資料１ページの記載の内容の順となっておりますので、適宜ご参照くださいますようお願いいたします。また、チラシがございます。播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）についてというものがございますけれども、こちらは、令和５年の住民説明会開催時に一般配布をさせていただいたものでございます。こちらも参考にご覧くださいますようお願いいたします。

当案件につきましては、令和６年８月２９日に開催されました本審議会におきまして、住民説明会の開催の結果など取組状況については既にご報告をさせていただいたところでございます。前回報告以降、令和７年６月に兵庫県により都市計画素案に係る公聴会が開催されましたので、その報告と合わせまして、本道路の概要等について改めて説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

播磨臨海地域道路においては、国道２号バイパスや国道２５０号に交通が集中し、慢性的な交通渋滞や交通事故の抑制が課題となっております。また、さらに、臨海部における物流の効率化や南海トラフ巨大地震等が想定される中で、防災対策が求められているところでございます。

このような現状を踏まえまして、播磨臨海地域道路は、第二神明道路や国道２号バイパス等、現在の道路ネットワークに加えまして、新たな道路ネットワークを形成することによりまして、製造業の活性化、投資促進、観光周遊の促進、交通事故の削減、災害に強いまちづくりを目的としました、神戸市から播磨臨海地域を連絡、太子町に至る延長約５０キロメートルの高規格道路でございます。

これまでの取組でございますけれども、国土交通省では、平成２５年より検討が進

められておりまして、平成28年に全体延長約50キロメートルございまして、このうち32キロメートルの優先区間として国土交通省より示されており、その後、令和4年に同省によりまして、ルート計画案がさらに詳細に示されているところでございます。

これを受けまして、詳細は後ほどご報告をさせていただきますけれども、兵庫県と本市を含む関係市町は、令和5・6年に住民説明会を開催し、地域の住民の皆様のご意見をいただいた後に、兵庫県において今年度公聴会を開催しまして、都市計画法に基づく手続が進められているところでございます。

こちらは播磨臨海地域道路のジャンクション・インターチェンジを示しております。こちらは新設ジャンクションを4か所、新設インターチェンジを13か所設置する計画でございます。

明石市域に係る部分を拡大しております。赤色の帯で示しております部分が、播磨臨海地域道路でございます。なお、本市に直接関係する箇所は赤色の点滅で示している箇所でございます。

さらに拡大いたします。ご覧いただけますように、当該道路は本市の市境を一部かすめるような線形となっておりまして、本市への直接的な影響は他の地域に比べ少ないものとなっておりますところでございますけれども、地域への説明につきましては、他の市町が行っております説明会と同様、関係機関と連携して取り組んでいるところでございます。

説明会の実施状況でございます。こちらは前回の審議会でも説明した内容と同様でございます。播磨臨海地域道路都市計画に係る住民説明会につきまして、関係市町各地域の会場において開催したところでございます。本市におきましては、清水小学校区コミュニティ・センターにおいて、合計2回開催しております。1回目は、令和5年11月19日、参加人数は27名でございました。主に播磨臨海地域道路の本線ルートやその構造について説明をしております。2回目におきましては、令和6年8月

22日に開催しております。参加人数は12名でございました。主に播磨臨海地域道路へのアクセス道路について説明をしております。

重複した説明になりますけれども、赤色で示す部分が播磨臨海地域道路の本線でございます。加えまして、2か所ほどありますが、青色で着色している部分がアクセス道路でございます、明石市域外の部分になります。上側が稲美町で、左側の部分が加古川市の区域になります。

説明会においていただいたご意見についてご説明をさせていただきます。なお、こちらのご意見の内容につきましては、既に兵庫県のホームページでも公表済みの内容でございます。順に説明させていただきます。

こちらは加古川ジャンクションの南側のJR神戸線、高架化計画が現在進められておるという状況でございます、さらに播磨臨海地域道路は上を通るのかというご質問でございました。こちらへの回答につきましては、JR神戸線のさらに上を通る計画としておりますと回答しました。

続きまして、播磨町、明石市のいわゆる臨海部に人工島があるんですが、こちらからのトラックが北進しているが、今現在、土山のインターチェンジのほうに向かう交通が非常に多いという前提でご意見をいただいているんですけれども、これを平岡播磨インターチェンジ、赤で点滅してるところのインターチェンジへ誘導なりの指導ができないかといったようなご意見でございました。このインターチェンジは国道250号に接続する計画としておりますので、最も近いインターチェンジになるので、具体的な指導までは現在予定はしておりませんが、こういった交通になるものと考えていると回答しております。

JR土山駅から北側に行きまして、六分一という交差点がございまして、その間の道路側、県道にはなるんですけれども、こちらが慢性的な渋滞があるという中で、こちらの整備も合わせて進めてほしいというご意見を頂戴しております。ご意見としていただきましたので、事業実施時において検討ということで、関係部署と共有してい

きますというお返事をさせていただいております。

その他、都市計画決定時期でありますとか、事業実施時期などのご質問等がございました。現時点では未定とお答えをさせていただいております。明石の説明会2回、開催したわけでございますけれども、参加者の方々から反対なりの意見は特にございませんでして、早期に整備を望むようなご意見ばかりでして、特段、反対の意見は当時からございませんでした。その後も、地域から明石市への問合せなども特にないところでございます。

続きまして、関係市町を含む全ての説明会終了後、兵庫県は、播磨臨海地域道路都市計画に係る公聴会を都市計画区域ごとに各1回、合計2回開催したところでございます。本市では、加古川市、高砂市、稲美町などと同様の東播磨地域に含まれておりますので、こちら東播会場としまして、令和7年6月15日に開催しました加古川市役所において行っているところでございます。傍聴者数は約130名、公述申出者は13名でございました。

公述申出者のご意見といたしまして、住環境や自然環境への影響、地域住民との対話、防災面、事業費用、事業実施時の立退きなどに関するご心配のご意見があったところでございます。これらのご意見の要旨でありますとか、それに対する県の考え方につきまして、現在、兵庫県におきまして取りまとめ中でございます。取りまとめ後は、兵庫県のホームページで公表される予定でございます。

今後の予定でございます。公聴会でのご意見等を踏まえまして、兵庫県は都市計画案の作成を予定をしておるところでございます。③のところでございます。また、都市計画決定時期としましては、未定というのには変わらないんですけれども、お示しております流れで手続が進められるということで聞いてるところでございます。明石としましては、引き続き本審議会へご報告、お諮りをしながら、兵庫県・関係市町と連携し、手続を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ご報告ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。特にはご質問、ご意見ないでしょうか。

では、そのまま進めていきたいと思います。

以上で議題は終了ですが、続きまして、5、その他といたしまして、事務局のほうから何か報告事項等ございますでしょうか。

○事務局 都市計画に関して、本日はその他報告することは特にございません。

以上でございます。

○会長 承知しました。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。皆さんにおかれましては、有意義な審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして閉会といたします。

○事務局 閉会しましたので、まず傍聴者の方、退席のほどよろしくお願いいたします。委員の皆様は、そのままお待ちください。

〔傍聴者退室〕

皆様、どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の予定は全て終了とさせていただきます。

今後の審議会のスケジュールにつきましては、次回は年明けの1月の恐らく末ぐらいになると思います、予定しております。正式は案内文につきましては、後日改めて委員皆様へご案内しますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後3時30分)